

平成 30 年度第 1 回幕別町廃棄物減量等推進審議会会議報告（議事録）

- 1 日 時 平成31年 2 月 8 日 13時30分～14時20分
- 2 場 所 役場会議室
- 3 出席者 (委 員) 矢野義則、笹井守、加藤正則、加藤茂樹、下山一志、
岩野英法、池田明子、千葉美由紀、西川保 (13名中 9 名)
(事務局) 合田部長、寺田課長、大島係長、有田主任
川瀬課長、児玉係長、
欠席者 (委 員) 岡田雅則、生出勝、木村勝敏、松島由弥 (13名中 4 名)
- 4 審議内容 下記のとおり

報告第 1 号 第 1 期ごみ処理基本計画の実績及び検証について

それでは、「報告第 1 号 第 1 期ごみ処理基本計画の実績および検証について」説明をいたします。
議案の 3 ページをお開きください

(1) 「ごみ処理基本計画（概要）について」であります。

まず、ごみ処理基本計画の策定根拠であります、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第 6 条により「市町村は区域内の一般廃棄物の発生量や処理量、排出の抑制等について計画を定める」ことと定められており、同法第 5 条の 7 において「一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため市町村に廃棄物減量等推進審議会」を置くことを国の法律で定めております。

これらのことから、幕別町においても「廃棄物の処理及び清掃に関する」条例・規則より、審議会において一般廃棄物の処理や基本方針、減量方針について、町長の諮問に応じ、審議、答申をすることと定めております。

このことから、第 1 期ごみ処理基本計画については、幕別町と旧忠類村でそれぞれ策定していた「ごみ処理基本計画」について統合しており、平成 1 9 年度を初年度とし、目標年度を幕別町第 5 期総合計画の目標年度に合わせて平成 29 年度までの 1 1 年間を計画期間として策定しておりました。

また、幕別地域と忠類地域において、ごみ処理をする加入組合が違うことから、それぞれの加入組合の方針や地域性、過去からの経緯による違いを考慮した上、基本目標として「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」を理念に、「町民・事業者・行政の協同によるごみの減量化」、「効率的なりサイクルの推進」、「環境にやさしいごみ処理の推進」を基本方針として、統一した理念・方針のもと各種減量対策を実施してきたところであります。

なお、計画を策定した平成 1 8 年度時点では「循環型社会形成推進基本法」の施行や家電リサイクル法などの各種推進法が整備されるなど、循環型社会の構築に向けた取り組みが急速に進んでおりました。

幕別町においても平成 1 6 年 1 0 月より、忠類地域では平成 1 6 年 4 月よりごみ袋の有料化を導入しており、計画期間中において急速に減量化が進むことを念頭に計画を策定しており、目標数量についても期待値を含めた 4 つの目標を設定しております。

続いて、(2) 「ごみの排出量について」であります。

ごみの減量目標数値であります、基準年度が平成 1 8 年度、目標・実績年度が平成 2 9 年度であります。全地域の目標数値としましては、

1 つ目が「計画収集ごみ量を平成 2 9 年度までに 6 % の削減」目標でした。

また、計画収集ごみ量ですが、各家庭からごみステーションに排出する可燃、不燃、資源ごみの量を表しております。

平成18年度を基準とし、平成29年度における人口を29,821人と推計した上で、ごみの総量を6%削減する旨の目標でしたが、実際の人口と3,000人程度の乖離があり、総量で比較することが困難であることから、原単位（1人1日あたりの排出量）で比較しております。

数値としましては、基準値が原単位570gのところ、目標を487g、14.6%減でありましたが、実績としましては534gで6.3%減であり結果は未達成でありました。

2つ目が「計画収集ごみ発生量原単位を平成29年度までに10%の削減」目標でした。

また、計画収集ごみ発生量ですが、「各家庭からごみステーションに排出する可燃、不燃、資源ごみの量」と「公区等で回収した集団資源回収」と生ごみ処理容器により処理した発生量を表しております。

数値としましては、基準値が原単位693gのところ、目標を624g、10.0%減でありましたが、実績としましては651gで6.1%減であり、結果は未達成でありました。

3つ目が「直接搬入ごみ量原単位を平成29年度までに5%の削減」目標でした。

また、直接搬入ごみ量ですが、「各家庭から直接、くりりんセンターおよび南十勝環境衛生センター等の中間処理施設に搬入しているごみの発生量を表しております。

直接搬入ごみについては90%が可燃ごみであり、内99%が事業所からの事業系一廃（紙、食品残渣）であります。

数値としましては、基準値が原単位152gのところ、目標を146g、5.0%減でありましたが、実績としましては182gで19.7%増であり、結果は未達成でありました。

4つ目が「計画収集ごみ発生量の資源リサイクル率を平成29年度までに3%の向上」目標でした。

また、リサイクル率ですが、「計画収集ごみの資源ごみを計画収集ごみ発生量で割った数値を表しております。

数値としましては、基準値が36%のところ、目標を39%、3.0%増でありましたが、実績としましては35%で1%減であり結果は未達成でありました。結果としましては、4項目ともに未達成でありました。

未達成の要因としましては、平成19年度からの計画目標であり、当時は各種法整備が進んでいることから、急速に減量化が進むことを念頭に計画を策定しており、期待値を含めた目標を設定していたことと、計画期間の3年前の平成16年度からごみ袋の有料化を導入していたことから、既に一定程度の減量化が進んでいたことも要因でありました。

また、核家族化やライフスタイルの変化により、ごみが発生しやすい環境も影響していると考えております。

このことから、実績としては食品残渣が6割を占める家庭からの可燃ごみについて、期間中において、ほぼ減量されていないことと、直接搬入分である事業系一廃の可燃ごみについては増加傾向となっております。

続いての4ページをお開き願います。

全地域の内訳として、幕別地域と忠類地域において地域ごとの目標を掲げております。

地域ごとに、ごみ処理をする加入組合が違うことから、それぞれの加入組合の方針や地域性、過去からの経緯による違いを考慮し地域ごとの目標を掲げておりますことから目標数値は違いますが、

幕別地域の目標数値としましては表のとおりであり、4項目ともに未達成であります。

忠類地域の目標数値としましては表のとおりであり、4項目のうち1項目が未達成で3項目は達成しております。

また、詳細につきましては、別添1の報告第1号（関連資料）において幕別地域、忠類地域ごとに平成18年度からの実績を掲載しております。

これについては昨年の計画策定時において、検証等をしていることから説明を省略させていただきます。

続いて、（3）「第1期ごみ処理基本計画における主な発生抑制や資源化対策について」であります。

対策としましては、生ごみ処理容器および電動生ごみ処理容器の購入助成をしており、平成23年度までに合わせて2,098台の助成をしております。

このことにより、年間326tの生ごみが堆肥化されているものと推計しております。

また、集団資源回収実践交付金については、公区等における資源回収分に対して1kgあたり5円を交付しており、平成29年度においては77団体で817.5tを回収していただいております。

幕別町全域のごみステーションから委託の収集車両により収集している資源ごみが約1,430tあるため、全体の約36%が公区等における集団資源回収分となっており、資源化や収集費用においても大きな効果をもたらしております。

続いての5ページをお開き願います。

小型電子・電気機器回収ボックスですが、平成23年度から幕別町役場、札内コミプラ、忠類総合支所の3箇所に設置しており、平成27年度に45cm×33cmの投入口に拡大し、無料で回収しております。

また、回収した電子機器からは希少金属（レアメタル）を回収しており、平成29年度の実績では4,890kgの電子機器を回収しております。

続いて、適正処理、環境教育、美化推進については表のとおりであります。

これらの発生抑制や資源化対策の成果として、家庭における適正分別や適正排出が浸透しており、確実にごみの減量化が図られていることから、計画期間中における減量対策について一定程度の効果があるものと考えております。

また、北海道の計画目標数値においては「計画収集ごみの発生量」を平成31年度までに590g、「リサイクル率」を30%にする目標を設定しております。

幕別町の「計画収集ごみの発生量」については達成できていませんが、リサイクル率については平成29年度の実績において達成しているところであります。

今後においては第2期ごみ処理基本計画における目標を達成するため、可燃ごみについては、食品ロスやコンポストにより食品残渣の更なる削減、不燃ごみ、資源ごみについては、適正排出を図ることによる減量化や資源化を図ることが必要になります。

このことから、今後も減量化等の啓発は勿論のこと、資源化をより進めるために集団資源回収について広報強化を図ってまいります。

報告第1号については以上であります。

(会長)

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(委員)

質疑なし。

報告第2号 十勝圏複合事務組合（ごみ共同処理）への新規加入自治体について

続きまして、「報告第2号 十勝圏複合事務組合（ごみ共同処理）への新規加入自治体について」説明をいたします。

議案の6ページをお開き願います。

(1)「新規加入自治体について」であります。

幕別地域の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみについては十勝圏複合事務組合の中間処理施設「くりりんセンター」および最終処分場「うめーるセンター美加登」、「十勝リサイクルプラザ」において処理をしております。

平成31年度から「資源ごみ」を除く、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」の共同処理について清水町、本別町、足寄町、陸別町の4町が新たに加入し、13市町村による共同運用を予定しております。

これについては、地方自治法の関係から共同処理をしている「市町村による協議」と「北海道知事の許可」が必要となることから、先般の幕別町議会において「組合規約の変更に係る」議決をいただいております。現在は組合事務局において北海道知事への申請事務を行っているところであります。

なお、4町の「資源ごみ」については従前どおり各施設により処理をすることとなっております。

続きまして(2)「管内市町村のごみ処理について」であります。

管内におけるごみの処理についてであります、「市町村別」と7Pに「処理団体別」に表にしております。

施設の効率的な運用から共同処理している市町村が多く、平成31年度においては「可燃ごみ」、「不燃ごみ」は十勝圏複合事務組合で13市町村、北十勝2町環境衛生処理組合で2町、南十勝複合事務組合で2町1地域、自治体単独で2町が処理をしております。

「資源ごみ」については十勝圏複合事務組合で8市町村、池北（いほく）3町行政事務組合で3町、自治体単独で6町が処理をしております。

報告第2号については以上であります。

(会長)

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(委員)

質疑なし。

報告第3号 十勝圏複合事務組合の新中間処理施設整備について

続きまして、「報告第3号 十勝圏複合事務組合の新中間処理施設整備について」説明をいたします。
議案の8ページをお開き願います。

(1) 「ごみ処理の流れと施設概要について」であります。

現処理施設においては、産業廃棄物を除く、一般廃棄物を受け入れしており、ごみの種別については大きな分類として、可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源ごみに分類しております。

「可燃ごみ」については中間処理施設である「くりりんセンター」で焼却処分をし、残灰については最終処分地である「うめーるセンター美加登」に埋立処理をしております。

「不燃ごみ」、「大型ごみ」については、資源化を図るため極力分別し、有価物を取り除いた残りを、最終処分地に埋立処理をしております。

電池類や蛍光灯等の水銀を含む「有害ごみ」については、特別な処理が必要になり、十勝圏複合事務施設においては処理できないことから、別途委託処理をしております。

資源ごみについては、十勝リサイクルプラザにおいて選別しており、その後、再商品化業者等により再資源化を図っていることでもあります。

また、中間処理施設であります「くりりんセンター」の焼却炉については3炉あり、可燃ごみの焼却した際の熱エネルギーを利用し、タービン発電により施設の電力を補っている他に、売電より収入を確保しております。

このことから、9月の停電の際にも自家発電により施設の電気を補うことで、ごみの受け入れを行うことが可能でした。

但し、施設については平成8年10月から供用しており、現在において22年が経過しております。

環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」においては、稼働後15年が経過すると老朽化が顕著となり、補修範囲が拡大するとともに、点検補修費用が増加し続けるとの見解から、稼働15年目の平成23年度から平成27年度の期間において、施設延命化に向けた基幹的改良工事を実施しており、稼働から30年目である平成37年度までの延命をしているところであります。

施設の稼働期間については、全国都市清掃会議が主催する廃棄物実務研修会や東京二十三区清掃一部組合の調査研究においても、安全運転が可能な目安として稼働年数を30年とする整備方針を発表しており、延命化措置を講じた場合についても35年程度が建替えの目安と考えており、また、築25年から30年を超えた施設については、建て替えを行っているとの報告がされているところでです。

このことから、組合においては平成28年度に「くりりんセンターの施設機能診断」を実施し、施設の再

延命化と施設更新の両面からライフサイクルコストや施設機能の安全性・安定性を総合的に検討しており、結果、新たな機能を備えた新施設において「ごみ処理」を行う方針を決定しているところであります。

議案の9ページをお開き願います。

続いて(2)「新中間処理施設整備に係るスケジュールについて」であります。

新施設の整備にあたり、国の循環型社会形成推進交付金の活用や地域環境の関係から、各種構想や計画策定、調査業務が必要となっております。

このことから、スケジュールについては表のとおり予定をしており、現時点において、新施設の稼働については平成39年度以降を予定しております。

また、現在は施設整備基本構想を策定中であり、管内の廃棄物担当課長で構成している「新中間処理施設整備検討会議」により、現在までに10回の検討会議を重ねております。

また、整備に向けた専門的な意見を聴取するため、学識経験者で構成する「新中間処理施設整備検討有識者会議」も設けており、両検討会議において整備方針や建設候補地、ごみ処理方法のあり方について検討をしているところであります。

平成31年度の秋頃には基本構想素案を策定する予定であり、これにより施設規模や費用負担について一定程度の目安ができます。

続いて(3)「新中間処理施設の建設候補地について」であります。

新中間処理施設の建設候補地については、構成市町村の中心地に位置し、ごみの排出量が多い、帯広市、音更町、幕別町、芽室町を前提に1市3町に候補地の提案依頼がありました。

また、候補地については原施設敷地面積と同等程度の5ha以上で、土地利用に関する法律的規制や土地の形状、所有者状況等を考慮し、帯広市から候補地の提案をいただき、現施設の東側にある2ヶ所に絞り込みをしております。

なお、今後の検討会議において正式に候補地を選定することとなります。

議案の11ページをお開き願います。

続いて「ごみ処理方法の比較」であります。

現施設的能力ですが、可燃ごみの施設につきましては焼却方式であるストーカ式を採用しており、1日あたり330tの処理能力があり3炉体制で運転しております。

実績としましては1日あたり230t程度を処理しております。

不燃ごみの破碎処理機につきましては1日あたり110tの処理能力があり、実績としては1日あたり40tを処理しております。

新処理施設の「可燃ごみ」の処理方式としましては、現在の焼却方式のストーカ式を含めた複数の方式を検討しており、各処理方式により特徴や課題があるため、費用を含め各プラントメーカーと調整をしております。

また、現在は可燃ごみを1日あたり230t程度の処理していることから、新施設では300t程度、不燃ごみの粉碎処理機につきましては、1日あたり40t程度の処理をしていることから、50t程度を想定しております。

これについては、構成市町村の人口推計や平成31年度以降の加入自治体のごみの排出量を見込んで想定をしております。

なお、ごみ処理の方式については、候補地と同様に今後の検討会議において正式に決定することとなります。

報告第3号については以上であります。

(会長)

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(笹井委員)

最終処分場「うめーる美加登」について、何年位まで使用可能なのか？

(事務局)

最終処分場「うめーる美加登」について、中間処理施設と同様に平成 38 年度までを予定していたが、埋立量が想定よりも少ないことから、平成 38 年度以降も使用が可能である（期間は不明）。

報告第 4 号 忠類地域のごみ処理の今後のあり方について

続きまして、「報告第 4 号 忠類地域のごみ処理の今後のあり方について」説明をいたします。
議案の 12 ページをお開き願います。

(1) 組合の構成市町村であります。忠類地域は広尾町にございます。南十勝複合事務組合に加入しており、広尾町、大樹町の 3 町でごみの共同処理をおこなっております。

(2) 施設の現状でございますが、ごみ処理の施設は記載の 3 箇所になります。

ごみの焼却処理をしている南十勝環境衛生センターが平成 5 年 12 月より供用を開始しており 25 年を経過しました。

一般的なごみ処理施設の耐用年数が 25 年といわれていることから、南十勝においても施設の今後について検討会議を行い、その結果が (3) 南十勝事務組合の方針になります。

南十勝としては、新しくりんセンター供用開始時に可燃ごみを十勝複合事務組合に移行、運搬方法は現在の広尾町にある施設に中継施設を設置し、組合でくりりんセンターへ搬入としており、広尾と大樹についても同様の方針となっております。

(4) 幕別町の方針ですが、可燃ごみをくりりんセンターに移行することについては南十勝と同様ですが、移行時期については早期に移行することも検討しております。また、運搬方法については、中継施設を利用せず直接搬入により運搬をいたします。

最後に昨年 12 月 26 日に十勝毎日新聞に掲載された南十勝の記事を別紙につけてございますので、後ほどご確認ください。

報告第 4 号については以上であります。

(会 長)

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(委 員)

質疑なし。

3. その他

(1) 資源ごみ（プラスチック製容器包装）の出し方について

続きまして、「その他 (1) 資源ごみ（プラスチック製容器包装）の出し方について」説明をいたします。

別添のチラシをご覧ください。

チラシについては、町広報 1 月に合わせて公区配布をお願いしたチラシになります。

資源ごみについては、プラスチック製容器包装、紙製容器包装類、かん類、びん類、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌類の 9 種別に分類されており、幕別町の家庭からの資源ごみは十勝圏複合事務組合の共同施設でありますリサイクルプラザで受入し、選別した後に再商品化事業者等への資源化の依頼をしております。

また、資源ごみ9種別のうち、プラスチック製容器包装、紙製容器包装類、びん類、ペットボトルの4種別は日本容器包装リサイクル協会（容リ協）と取引をしており、再資源化費用の約99%を製造者（メーカー）が負担をしており、組合（自治体）が残りの1%を負担しております。

先日の十勝毎日新聞の記事をお読みになった方もいるかと思いますが、特にプラスチック製容器包装（商品を包んでいるビニールや容器類）の排出マナーが悪く、食品残渣等を洗い流さずに排出することで、資源化を妨げている現状があります。

また、そのようなごみを収集車（パッカー車）で圧縮することで、ごみ袋全体や他の収集資源に広がってしまい、更に多くの資源が資源化できていない状態となっております。

また、リサイクルプラザにおいては、人による手選別により異物の取り除き作業を行っていることから、汚れた資源や危険物（ライターやカミソリ）が混入することで作業の大きな妨げとなっております。

日本容器包装リサイクル協会（容リ協）と取引については、一定程度の品質が求められることから、資源物の汚れ、危険物の混入、重複袋の数量について年1回の品質検査を行っており、判定についてはA、B、Dの3段階で判定をしております。

今年度の品質検査は秋に実施されており、結果は重複袋の数量がD判定であり、D判定は3段階で一番悪い判定となっております。

重複袋については中身が確認されていないことから、受け入れ施設において汚れや異物の取り除き作業が行われていないとの判断になります。

リサイクルプラザにおいて、袋に切れ目を入れる最新の破袋機を導入しており、一定程度の大きさの袋については、袋に切れ目を入れることが出来ますが、重複袋や小さな袋については対応が出来ないことから、選別員8名の手作業により破袋作業も行っております。

破袋作業においても、汚れた資源や危険物の混入が多いことで、重複袋の破袋作業まで手がまわらないことが、D判定の原因と思われれます。

日本容器包装リサイクル協会（容リ協）の検査については通常は年1回ですが、今回の検査においてD判定になったことから、昨日、再検査が行われたところであります。

結果はA判定でありましたが、万が一、再検査において再度D判定となり、更に来年度の検査においても判定が改善しない場合には取引が停止される可能性があります。

その際は、組合として独自で新たな再資源化事業者との取引が必要になることから、再資源化費用の製造者（メーカー）の負担がない場合は組合全体で2億円の費用が新たにかかることとなり、大きな住民負担となります。

なお、リサイクルプラザにおいても収集車による受け入れの際に、組合独自に品質検査を行っており、実施日によって差はありますが、幕別町のプラスチック製容器包装の30%~50%しか資源化されておらず、残りはごみとして処理されております。

特に重複袋による排出については、今まで組合や構成市町村においても重きを置いていなかったことから、今後は、汚れた危険物の混入防止の啓発は勿論のこと、重複袋による排出防止についても注意喚起をしてまいります。

その他（1）については以上であります。

（会 長）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（委 員）

質疑なし。

（2）委員の任期について

続きまして、「その他（２）委員の任期について」であります。

議案の２ページをお開きください。

幕別町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例により当審議会の委員の任期は２年間としております。

また、委員は１３人以内とし、識見（しきけん）を有するものと、公募による者と定めております。

現委員の任期については平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの委嘱期間となっていることから、平成３１年度からの新たな委員の委嘱が必要になります。

識見（しきけん）を有する委員につきましては、例年、各事業所等に推薦依頼をしており、今年度の３月に依頼を予定しております。

また、公募委員については、幕別町のまちづくり参加条例の関係から町の附属委員の３割程度を公募枠としており、当会においては４人を予定しており、広報２月号において募集をしているところです。

なお、公募委員の方には本日、机の上に用紙をおいてありますので、積極的な登録をお願いいたします。その他（２）については以上であります。

（会 長）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（委 員）

質疑なし。

（会 長）

質疑がないようであれば、以上をもちまして、平成30年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。